

社会福祉事業を行っている事業者のみなさま！

ストップボタン付き節水シャワーヘッドの助成を行います！

松山市止水機能付き 節水シャワーヘッド購入助成制度

受付期間

令和6年6月1日(土)～令和7年3月31日(月)
※申請額が予算額に達した日で受付終了

助成金額

1台あたりの購入価格(税込)の2分の1
1台につき上限3,000円(100円未満切り捨て)

対象事業者

松山市内で社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を
実施する事業者

対象機器

止水機能付きの(1)節水シャワーヘッド(単体)、(2)節水シャワーヘッドとホースの
セット、(3)シャワーヘッドを含む節湯水栓交換で節水効果が以下いずれかの基準を
満たすもの

①節水効果がおおむね30%以上

②1分あたりの使用水量が7リットル以下

※令和6年4月1日以降、年度内に購入したもので新品に限ります

ストップボタンで
節水と
職員の負担軽減！



ストップボタンがついている節水シャワーヘッドが対象です！
複数台購入した場合もすべて対象になります！
この機会に助成制度を活用して節水と職員の負担軽減を行いませんか？



手続きの流れ

①申請事業者 止水機能付き節水シャワーヘッドを購入・交換



②申請事業者 交付申請書(請求書)に必要書類を添えて申請



③松山市 申請受理・審査



④松山市 助成金交付又は不交付決定・通知



⑤松山市 交付の場合、助成金の入金

受付日から
入金日まで
概ね2～3ヶ月

申請書類・申請方法は裏面をご覧ください

申請書類

ポイントや割引、クーポン分は助成の対象外になりますので、お気を付けください。



- ①止水機能付き節水シャワーヘッド購入助成金交付申請書(請求書)
 - ・ホームページからもダウンロードできます。
- ②止水機能付き節水シャワーヘッドの購入の支払いが確認できる書類(領収書など) ※コピーも可
 - ・**止水機能付き節水シャワーヘッドを購入したことで、その購入価格、料金の支払が終了していることがわかるもの。**
- ③設置状況が分かるカラー写真(交換・設置後)
 - ・**交換・設置後のシャワーヘッド・ホース・水栓が、すべてつながっている状況が分かるカラー写真。**
 - ※複数台購入した場合はすべての写真が必要です。
- ④設置した位置が分かる図面(平面図等)
 - ・既存の図面や手書きの図面等に設置位置を手書き等で書き込んだものが必要です。
- ⑤購入(設置)機器が分かる書類のコピーまたは写真
 - ・メーカー名、商品名(製品番号)が記載されている箱など。
- ⑥節水効果の基準を満たしていることが分かる書類のコピーまたは写真
 - ・説明書、性能証明書、商品の箱など節水効果が記載されているもの。

③、④の書類は現地調査により提出を省略することも可能です

申請方法

郵送・窓口・電子での申請が可能です！



①郵送の場合

お手持ちの封筒に申請書類をすべて封入し、「松山市 水資源対策課 (節水シャワーヘッド担当)」宛にお送りください。

※申請用の封筒と郵送料は申請者をご用意ください。

※受付日は郵便物が水資源対策課に到着した日とします。書類に不備があった場合は、追加書類等がすべて揃った日とします。

②窓口申請の場合

松山市役所 本館5階 水資源対策課 8:30~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

※支所での受付、助成制度に関する質問はお答えできません。

③電子申請の場合

ホームページから申請できます。

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kurashi/seikatsu/sessui/sessuishawa.html>

※受付及び審査業務は通常の業務時間内(8:30~17:00)で行います。

※受付時間が休日で業務が行われない場合は翌営業日の処理となります。

※電子メール、FAX では申請できません。

お問い合わせ

松山市 総合政策部 水資源対策課

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2

TEL : (089) 948-6948 FAX : (089) 934-1886

詳しい制度内容は松山市のホームページで詳細を確認できます。

本助成制度をぜひご活用ください！



松山市 止水機能付き節水シャワーヘッド 🔍